

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による破綻金融機関等と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている札幌市内の中小企業者(法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。)

※「破綻金融機関等」とは、預金保険法に規定する破綻金融機関などをいいます。
「破綻金融機関等」のリストは、中小企業庁のホームページに掲載されています。
http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_6gou.htm

2 認定申請手続について

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書に必要な事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は 9:00～12:00、13:00～16:30 です。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破綻金融機関等との金融取引を確認できる資料 例) 直近の決算報告書の借入金に関する勘定科目明細書(内訳書) 又は残高証明書又は返済明細書など
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し ・ 決算報告書の写し(直近1期分)
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定申告書の写し(直近1期分)※事業所の所在地を確認できるもの

(2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(3) 認定書は、有効期間内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター
(事業者向けワンストップ相談窓口)
所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階
電 話: 011-231-0568

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部
商業・経営支援課金融・経営支援担当係
所在地: 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市役所本庁舎 15階

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は _____ が破綻金融機関等となったことに伴い、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 _____ に対する借入
_____ 年 月 日から _____ 年 月 日までの _____ に対する借入額
_____ 円

札経商第 _____ 号

令和 _____ 年 (_____ 年) _____ 月 _____ 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。